

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

【 基 本 理 念 】

『こどもまんなか ふっさ』が実感できるまち

こども大綱で示された「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。

本市では、福生らしい個性と魅力、強みを生かしながら、生まれる前から乳幼児期、学齢期、そして青年期と、切れ目のない子育て支援を推進することにより、こどもたちが元気でにぎわいと活気のあるまちを生み出し、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるようにするために、『こどもまんなか ふっさ』の実現を基本理念とします。

そして、『こどもまんなか ふっさ』が実感できるまちを基本理念として、こどもを安心して生み育てられ、次代を担うすべてのこどもたちが、健やかに成長できる社会の形成を目指します。

2 基本的な視点

基本理念となる『「こどもまんなか ふっさ」が実感できるまち』を実現するための施策を推進する、基本的な視点は、以下のとおりです。

(1) こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者は、心身の発達過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。そのため、こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることが必要です。

こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、取り組んでいきます。

また、声を上げにくい状況にあるこども・若者に、特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重する

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが大切です。

そのため、こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

(3) ライフステージに応じて切れ目なく支援する

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

そのため、こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。

(4) 良好な成育環境を確保し、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差は子どもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、すべての子ども施策の基盤となります。

そのため、乳幼児期からの安定した愛着(アタッチメント)の形成を保障するとともに、愛着を土台として、子ども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図る

若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組みます。また、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようになります。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育てについての多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことができるように取り組みます。

3 基本目標

基本目標1 産まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、こどもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

また、教育・保育施設を利用するこどもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及びこどもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じたこどもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を充実させます。

基本目標2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、こどもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係機関等の連携が深まる取組を進めます。

基本目標3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援

こどもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべてのこどもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校、地域が一体となって、こども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者がこどもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取組を推進します。

基本目標4 特別な配慮が必要なこども・若者や家庭への支援

こどもの最善の利益を尊重し、すべてのこどもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。

基本目標5 子育て世帯への経済的支援と ワーク・ライフ・バランスの推進

福生市では、福生市男女共同参画行動計画に基づき、すべての市民が、性別にかかわらず、個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、市民、事業者、各種団体と連携し、協働して取り組んでいます。

特に、「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、誰もが働きやすい仕組みをつくる必要があります。

また、働きながら安心して子どもを育てることができるように、子育て世帯への経済的支援とともに、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進し、子育てと仕事とのバランスが取れる働き方を支援する取組を推進します。

基本目標6 こども施策の共通の基盤となる取組の推進

親子が安全に安心して暮らせるようにするためには、こどもやこども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できる生活環境を整備します。

また、こども・若者が、多様な遊びや体験、活躍できる機会を通じて、日常的に意見を言い合える機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組めます。

4 施策の体系

[基本理念] [基本的な視点]

[基本目標]

[施策の方向性]

